

3. 史跡の本質的価値

(1) 史跡の本質的価値の明示

- 永明寺古墳の史跡の価値を整理すると主に4つ挙げられます。
- 埼玉古墳群に次ぐ埼玉県北東部を代表する大型の前方後円墳であること。
 - 今まで墳丘および周堀が良好な状態で残されていること。
 - 時期の異なる複数の埋葬施設が存在するなど、この地域の古墳の特徴を良く備えていること。
 - 埋葬施設の状況が記録に残され、優れた副葬品（武器、武具、馬具、鋸）が残されているとともに、埼玉県北東部地域でも初期段階の埴輪（円筒、人物、馬形）が出土していること。

(2) 構成要素の特定

史跡永明寺古墳の構成要素について、本質的価値を有する要素と歴史的・文化財的価値を有する要素及びその他の要素に分けて整理します。

第4表 史跡指定地内の構成要素

①本質的価値を有する要素（保存・活用に資するもの）	
遺構・遺物	
墳丘	<p>比較的残存状態がよく、主体部から豊富な副葬品が採集されている。地中レーダー探査の結果、複数の主体部の存在が想定されている。</p> <p>出土遺物</p> <p>副葬品：武器・武具、馬具、工具</p> <p>副葬品は6世紀中頃から後半が想定される。埋葬施設は礫槨と箱式石棺の併用の可能性もある。</p>
周堀	<p>全長は115mを測り、深さ2mを超える大規模なものである。基本的に墳丘との間に緩衝面は設けず、連続的に立ち上がる構造で、外際とともに急峻である。覆土に埴輪を多く含む。</p> <p>出土遺物</p> <p>埴輪：円筒埴輪、朝顔形埴輪、形象埴輪</p> <p>土器：須恵器</p> <p>埴輪は埼玉古墳群に類例が見られるもののほか、複数の生産地からの供給が指摘されている。須恵器の生産地は東海より西の遠隔地である。</p>

②歴史的・文化財的価値を有する要素

史跡内に存在する文化財等

堂宇	墳丘上に薬師堂、文殊堂、墳丘隣接地に永明寺本堂が存在する。
石造物	墳丘上に仙元碑、出羽三山碑、石仏、五輪塔が存在する。
防空壕	墳丘上にアジア・太平洋戦争期に造られた防空壕が存在する。

③その他の要素

史跡内に存在する現状構造物等

説明板	史跡の保護と情報発信を目的に、史跡名称標識及び解説板が設置されている。
雨水排水路	墳丘の北側及び西側に雨水排水路がある。
墓地	史跡指定地南東部は墓地となっている。
建築物	史跡指定地内に寺院、住宅が建っている。墳丘上にコンクリート製の階段が設けられている。
畠地	畠地がある。
樹木	史跡指定地の南部に市指定天然記念物のイチョウの木が1本ある。また、墳丘には比較的大きな樹木が密生している。

4. 現状・課題

(1) 保存

ア. 現状

史跡指定地は、全域が民有地であり、墳丘上には2つの寺堂が、周堀上には本堂及び住宅が建ち、残る部分は土地所有者による土地利用が継続されています。また、墓地であるため、今回指定範囲から除外した部分や、未指定となっている部分があります。

日常管理として、永明寺古墳保存会により定期的に巡視がなされるとともに、除草・剪定、簡易な清掃が行われています。

イ. 課題

管理がそれぞれの土地所有者に委ねられており、統一的な管理体制が整えられていないため、恒久的な保存を図る上で、支障となる恐れが考えられます。また、墳丘上の寺堂、周堀上の本堂や住宅、雨水排水路、樹林などがあり、その取扱いが課題となります。指定除外地及び未指定地の指定化も課題です。

(2) 活用

ア. 現状

講座や史跡の見学会の開催によって情報発信を行っています。このほか講演会及び企画展を開催し、価値の共有化を図りました。

隣接する小学校の児童には出前授業を通じ、地域の理解と愛着の深化に努めています。また、地元商工会などが永明寺古墳の近隣で年に1回開催する地元商工会主催のイベント「あおぞら市場」での催しのひとつとして、史跡見学会を開催しています。

近隣の観光施設（キャッセ羽生）から、観光客を誘導するため、永明寺古墳に至る車道の要所に案内板を設置しています。

イ. 課題

周堀を含む古墳自体の調査は一部のみであり、その全容の解明の端緒についたところです。活用を図る上では、その性格を適切に評価するため、遺構及び遺物の調査・研究が必要となります。また、現状では、周知が進んでおらず、教育面・観光面等の活用も充分に図られているとは言えません。史跡の特性を活かした有効な活用を進める必要があります。

(3) 整備

ア. 現状

活用のための整備として、解説板と名称標識が設置されています。解説板には説明文のほかに史跡の概要図が掲載されています。また、墳丘上には墳頂の寺堂に参拝するためのコンクリート製の階段が設けられており、墳頂上の見学ができる状態となっています。

イ. 課題

多方向から古墳の見学が可能な状態に整備することや史跡の情報を充分に提供できる環境に整備する必要があります。また、史跡の特性を活かした整備が必要となります。

(4) 運営・体制の整備

ア. 現状

管理団体は未指定であり、管理については各土地所有者に委ねていますが、墳丘部分については永明寺古墳保存会が管理の中心となっています。総合的、大規模な事案については行政が携わっています。

イ. 課題

史跡を適切に保護し、有効に活用していくためには住民の積極的な参画が不可欠であり、今後もそのあり方を継続しますが、必要に応じて羽生市教育委員会が管理団体となって一元化した管理を行うことも検討する余地があります。

5. 大綱・基本方針

史跡永明寺古墳は、墳丘の全長が約78mの前方後円墳で、6世紀の県北東部を代表する古墳として、学術的に貴重な遺跡です。

また、平成23年3月18日に羽生市有形文化財の指定を受けた後円部墳頂出土の武器、武具、馬具などの金属製の副葬品や発掘調査区から採集された埴輪は、永明寺古墳の性格を物語る貴重な資料です。

この貴重な史跡は将来にわたり確実に保護し、次世代に継承する必要があります。

そのためには、史跡の持つ価値を地域の人々と共有し、身近な存在として感じ、地域の人々に積極的に保存・活用へ参画していただくことを目指します。

活用においては、規模や形状を体感できるものとします。また、史跡の価値に触れるこことできる学びの場、さらに憩いの場として史跡が人々に身近に感じられるものとします。

上記の保存・活用を適切に図るための史跡整備を実施します。さらに、その保存・活用の活動や管理のための基地、遺跡の情報提供の拠点となる施設の整備を検討します。

運営・体制について、遺跡の確実な保存管理と、積極的・継続的な活用を進めるための充実した体制づくりを行うものとします。

- ① 貴重な史跡を将来にわたり確実に保護し、次世代への継承をはかります。
- ② 地域の人々が史跡の持つ価値を共有し、積極的な保存・活用への参画を目指します。
- ③ 規模や形状を体感できる活用を図ります。また、遺跡の重要性を学ぶ場、さらに市民の憩いの場としての遺跡のあり方を目指します。
- ④ 遺跡の確実な保存管理と施設の維持管理のための体制や、積極的・継続的な活用を行いうための体制の整備を目指します。

6. 保存 (巻頭図版4、第5表)

(1) 方向性

史跡永明寺古墳の指定範囲は、古墳の全範囲には及んでおらず、地下に周堀が残されている可能性がある場所でも未指定となっている部分があります。このため、保存にあたっては、指定地内をI区、未指定となっている区域をII区と大別し、地区ごとに保存管理の方法と現状変更の取扱基準を定めます。なお、指定地内はすべて私有地であるため、地権者の協力を得ながら、遺跡の保護に努めていきます。

I区 (指定地)

遺構の状況により、さらにA・B・C区の3つに区分します。

- ・ I-A区：墳丘が良好に保存されています。遺構の確実な保存を図ります。
- ・ I-B区：周堀が良好に保存されています。遺構の確実な保存を図ります。
- ・ I-C区：指定地の地番のうち周堀より外側の部分にあたります。永明寺古墳関連遺構が存在する場合は確実な保存を図ります。

II区 (未指定地)

周堀が良好に保存されている可能性が高いため、「今後保存が必要となる範囲」と位置づけます。遺跡の保存を確実にするために、権利者の同意を得られた範囲から史跡追加指定を進めます。

また、現況の土地利用の性格により、さらにA、Bの2つに区分します。

- ・ II-A区：現在墓地として利用されており、追加指定後はI-A、I-B区同様遺構を確実に保護する必要があります。
- ・ II-B区：現在畠として利用されており、追加指定後はI-A、I-B区同様遺構を確実に保護する必要があります。

(2) 方法

ア. 地区区分ごとの具体的な保存管理の手法

地区区分ごとに現状変更の取扱、発掘調査、追加指定、公有化、整備の具体的な方法を定めます。

イ. 現状変更取扱方針

史跡は現状で保存されることが原則です。しかし、史跡の維持管理や活用、整備においては、様々な現状変更が生じることが考えられるため、ここでは現状変更の基準となる考え方を整理します。

I-A・B区

指定地内であるため、原則として遺跡の調査研究や保存・活用に資する行為以外の現状変更は認めません。ただし、既存の建築物の増・改築等については第5表のとおり取扱うこととします。なお、やむを得ず現状変更をせざるを得ない場合には、その変更しようとする部分について、事前に保存目的の調査（試掘・確認調査等）を行った上で、史跡の保護に支障のない内容となるよう現状変更原因者、羽生市教育委員会、埼玉県教育委員会の三者が協議することとします。

I-C区

指定地内のうち、主要な遺構と遺物が存在する範囲外にあたります。ただし、今後史跡に関連する

遺構が発見される可能性がある区画です。史跡に関連した遺構が発見された場合は、その保存を図る必要があります。また、景観についても保全を図るものとします。なお、やむを得ず現状変更をせざるを得ない場合には、その変更しようとする部分について、事前に保存目的の調査（試掘・確認等）を行った上で、史跡の保護に支障のない内容となるよう現状変更原因者、羽生市教育委員会、埼玉県教育委員会の三者が協議することとします。

なお、II-A区及びII-B区については、追加指定後、周堀範囲内はI-A区及びI-B区と同様、周堀範囲外はI-C区と同様となります。

ウ. 追加指定

II区「今後保存が必要となる範囲」は、遺跡の本質的価値を有する要素に匹敵すると考えられ、今後追加指定を目指し、一体的な保存・活用を図ります。

第5表 保存管理地区区分表

	指定地			未指定地	
	I-A区	I-B区	I-C区	II-A区	II-B区
地区の性格	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な遺構と遺物が存在する範囲であり、史跡に指定されている。 ・墳丘が良好に保存されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な遺構と遺物が存在する範囲であり、史跡に指定されている。 ・周堀が良好に保存されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡に指定されているが、主要な遺構と遺物が存在する範囲にはあたらない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定地と同等の価値を有することから、史跡としての保存が必要な範囲である。 ・地権者の同意を得られた所から追加指定を進める。 ・周堀が良好に保存されている。 	
現況	<ul style="list-style-type: none"> ・墳頂に薬師堂と文殊堂が建つ。 ・樹木が密生する。 ・雨水排水路が通る。 ・コンクリート製の階段が2箇所通る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・永明寺関連の建築物として本堂・庫裏、住宅が建つ。 ・宅地・農地がある。 ・雨水排水路が通る。 ・市指定天然記念物「永明寺イチョウ」(1本)が存在する。 ・文化財説明板(2基)が立つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・永明寺関連の建築物として住宅、擁壁等が建つ。 ・宅地、農地がある。 ・電柱、架空線等が存在する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・墓地となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・畠地、草地となる。

		指定地			未指定地	
		I-A区	I-B区	I-C区	II-A区	II-B区
保存管理・現状変更の取扱方針		<ul style="list-style-type: none"> 原則として、遺跡の調査研究・保存活用に資する行為以外の現状変更を認めない。 ただし、既存の建築物の増・改築については、下記「現状変更の内容」とおり取扱うこととする。 遺構及び遺物を確実に保護するとともに、遺跡の価値を共有するための環境整備を積極的に推進する。 			<ul style="list-style-type: none"> 景観が大幅に変更される現状変更は認めない。 ただし、既存の建築物の増・改築については、下記「現状変更の内容」とおり取扱うこととする。 史跡に関連する遺構が発見された場合は、その保存を図る。 	
現状変更の内容	建築物	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の新規建設は認めない。 宗教活動を維持するために必要な既存の建築物の増・改築については、景観の保全が担保される内容であって、工事に伴う掘削が遺構を毀損しない範囲内又は、同位置・同規模の範囲内にとどまるときは、現状変更を認める場合がある。 やむを得ず既存建築物の増・改築を行う際は、事前に保存目的の調査（試掘・確認等）を行った上で、史跡の保護に支障のない内容となるよう現状変更原因者・羽生市教育委員会・埼玉県教育委員会の三者で協議する。 			<ul style="list-style-type: none"> 史跡指定されるまでの間は、地権者に対して指定地に準じた取扱いとすることについての理解と協力を求める。 指定後はI-A・B区と同様とする。 	
	工作物	<ul style="list-style-type: none"> 新規工作物は、原則として遺跡の調査、研究及び保存、活用に資するもので、遺構を毀損せず、且つ景観が保全されるものに限り認める。 史跡の本質的価値を有しないその他の要素について、現状の工作物は保存、活用に資するもの以外は除却を目指す。 				

		指定地			未指定地	
		I-A区	I-B区	I-C区	II-A区	II-B区
現状 変更 の内 容	道路	・新設は遺跡の調査、研究及び保存、活用に資するもの以外は認めない。		・やむを得ず現状を変更する場合には、事前に保存目的の調査（試掘・確認等）を行った上で、史跡の保護に支障のない内容となるよう現状変更原因者・羽生市教育委員会・埼玉県教育委員会の三者で協議する。	・史跡指定されるまでの間は、遺跡の調査・研究及び保存・活用に資するもの以外の新設は認めないことについて理解と協力を求める。	・指定後はI-A・B区と同様とする。
	排水路	・既設排水路は軽微な補修に限り認める。 ・整備に伴い、移設を検討する。				
	地形	・遺跡の調査、研究及び保存、活用に資するもの以外は認めない。			・史跡指定されるまでの間は、地権者に対して指定地に準じた取扱いとすることについての理解と協力を求める。	
	樹木	・墳丘上の樹木については、史跡整備計画が整えられるまでは、現状維持を図る。伐採は認めるが、伐根は認めない。下草については、原則として除草するが、墳丘の保存に資するについては残す。		・指定後はI-A・B区と同様とする。		
	下草					
	耕作	一	・現状と同様の耕作については、遺構を毀損しない範囲で実施を認める。	・現状と同様の耕作については、遺構を毀損しない範囲で実施を認める。	一	・遺構を毀損しない範囲での耕作を求める。
遺構保護 対策		・崩落防止の益になる環境は維持する。 ・盛土や重量物の設置は行わない。	・掘削、盛土を行う際には、地下の遺構を傷めないよう注意する。	一	・掘削・盛土を行う際には、地下の遺構を傷めない取扱いとすることについての理解と協力を求める。	・指定後はI-A・B区と同様とする。
発掘調査		・調査、研究及び保存、活用の必要に応じて保存目的の発掘調査を実施する。 ・建築物、工作物の増・改築や除却に際して埋蔵文化財の確認調査を実施する。			・指定に応じて、整備に向けた保存目的の発掘調査等を実施する。	
追加指定		一			・地権者の同意を得て、追加指定を目指す。	
公有地化		・原則、私有地のまま現状維持とする。				
整備		・優先的に保存、活用を目的とした整備を推進する。	・現状維持を基本とするが、遺跡の調査、研究及び保存、活用に必要な場合には整備について、現状変更原因者・羽生市教育委員会・埼玉県教育委員会の三者で協議する。	・追加指定の状況に応じて、遺構のあり方に則った整備を行う。		

7. 活用・整備

活用と整備については、史跡の本質的価値を将来にわたる維持を前提として、「大綱・基本方針」に基づいた内容を目指します。具体的には計画的な実施が重要であるため、今後、地域住民・有識者などの意見を聞きながら、活用・整備について検討していきます。ここでは、基本的な方向性を示します。

(1) 活用の基本的な方向性

史跡についての理解を深めることにより、永明寺古墳の情報に触れる人の文化的向上・発展に繋げる活用を目指します。

活用にあたっては、行政と市民（団体）・企業が協働するあり方を目指し、効果的な活用が実施されるよう図ります。また、教育機関・生涯学習活動や関連遺跡などと連携した活動を行い、報発信や調査・研究は継続して実施します。

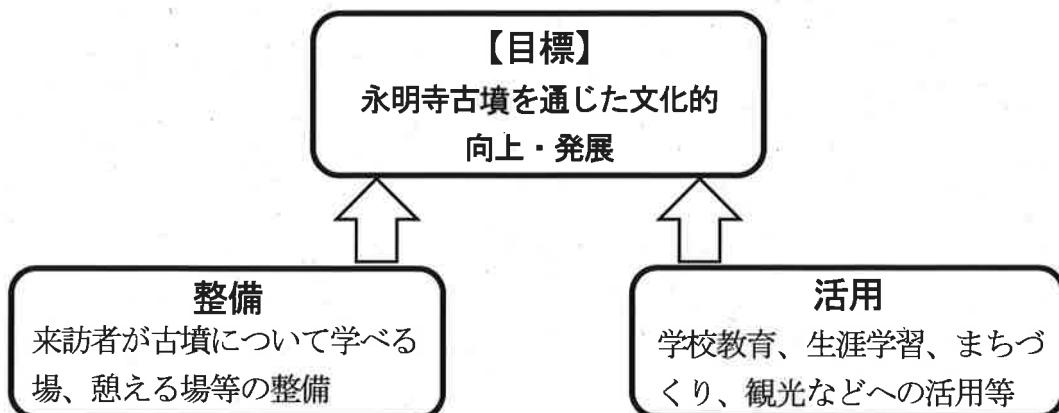
当面の活用としては、現在実施している小学校や商工会主催のイベントでの史跡見学会や講座などソフト面の活用を充実させ、地域住民による史跡への理解の普及・深化を図る活動を中心に行ないます。

(2) 整備の基本的な方向性

史跡の有効な活用を図るために、保存状態の良さを活かし、古墳の容姿や規模を体感でき、且つ、来訪者が古墳についての情報を得られ、憩える場とする整備を目指します。

整備にあたっては、第一に史跡の本質的価値を有する墳丘及び周堀を確実に保護するために適切に行なう必要があります。その上で、史跡の活用を実施・充実させるための整備を図る必要があります。

なお、史跡内は寺域を含んでいることから、環境や周辺住民の利用にも配慮した整備を図る必要があります。



8. 運営及び体制の整備

(1) 方向性

史跡の適切な保存・活用の充実のために、運営体制の整備と拡充を図ります。そのためには市民の理解と協力が不可欠です。また、関連機関や関連団体との連携や、市内の文化財を一体的に保存・活用する体制を目指します。

(2) 方法

管理主体

- ・土地所有者が管理主体ですが、羽生市教育委員会が主導し、県指定史跡であるため現状変更の手続きに関しては埼玉県教育委員会と協議し、指導を受けます。

市民・企業との協働

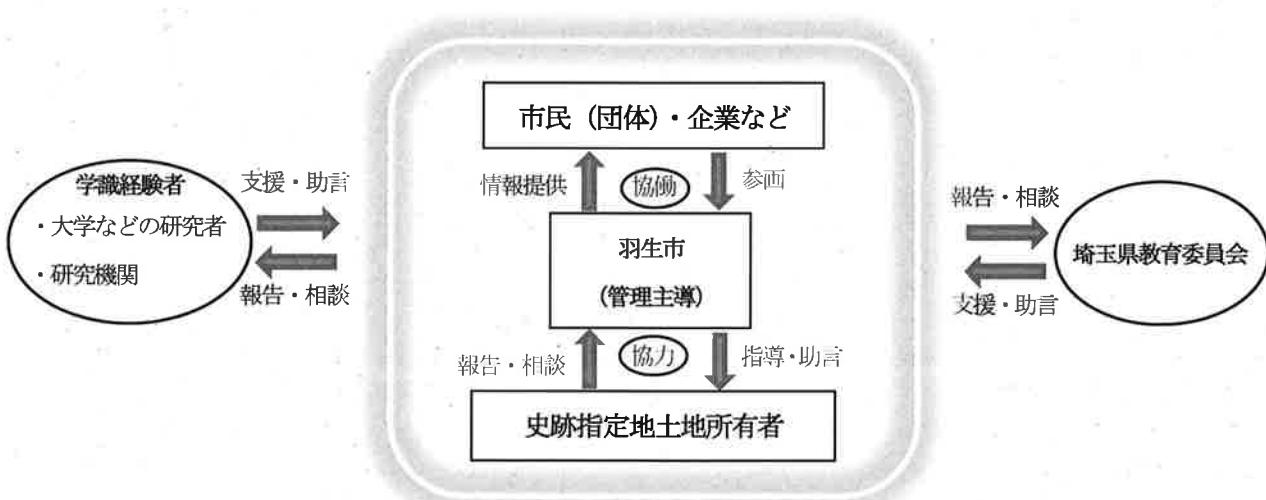
- ・既存の永明寺古墳保存会を主体として、行政と市民・企業が協働した管理・活用を図ります。

関係機関・関連団体との連携

- ・県、市関連部局や各種団体との連携を図ります。
- ・周辺公共施設と連携し、周辺環境の保全に努めます。

行政の体制整備

- ・永明寺古墳と、市内に所在する記念物等（国指定天然記念物宝蔵寺沼ムジナモ自生地など）を一体的に保存・活用するための運営体制を整備します。
- ・関係機関と情報共有を図ります。



引用・参考文献

〈永明寺古墳関連〉

- 松村 勝 1932 「村君永明寺古墳」『埼玉史談』第三卷第三號 埼玉郷土會
栗原文藏・塙野博 1969 「埼玉県羽生市永明寺古墳について」『上代文化』第38輯 國學院大學考古學會
関 義則・宮代栄一 1988 「県内出土の古墳時代の馬具」『埼玉県立博物館紀要』一四 埼玉県立博物館
滝瀬芳之・野中仁 1996 「埼玉県内の出土象嵌遺物の研究—埼玉県の象嵌装大刀—」『研究紀要』第12号
埼玉県埋蔵文化財調査事業団

塙野 博 2004 『埼玉の古墳 北埼玉・南埼玉・北葛飾』 さきたま出版会

〈論文〉

- 内山敏行 2006 「古墳時代後期の甲冑」『古代武器研究』Vol.7 古代武器研究会
藤田和尊 2006 『古墳時代の王権と軍事』学生社
鈴木一有 2010 「古墳時代後期の衝角付冑」『待兼山考古学論集II—大阪大学考古学研究室20周年記念論集—』
大阪大学考古学研究室

滝瀬芳之 2011 「古墳時代後・終末期古墳における大刀拵の様相」『月刊考古学ジャーナル』No.616
ニューサイエンス社

- 関 義則 2012 「埼玉古墳群の構成原理」『埼玉県立史跡の博物館紀要』第6号 埼玉県立さきたま史跡の博物館
城倉正祥 2013 「北武藏の大型墳と首長層の動向」『埼玉県の文化財』第53号 埼玉県文化財保護協会
塙田良道 2014 「利根荒川流域における古墳群の形成」『地方史研究』370 第64巻第4号 地方史研究協議会
内山敏行 2015 「武器・馬具から探る・古墳時代の人びと・」『古墳に埋葬された被葬者像を探る』公開シンポジウム資料集

〈その他〉

- 羽生市役所 1971 『羽生市史』(上巻)
埼玉県 1982 『新編埼玉県史』資料編2 原始・古代 弥生・古墳
京都国立博物館 1987 『特別展覧会 日本の甲冑』
矢口孝悦 1997 「加須低地(埋没低地)の遺跡」『埼玉考古』別冊第5号 埼玉考古学会
澤口 宏 2008 「利根川・渡良瀬川の河道変遷」『館林の自然と生き物 館林市史』(第1章3) 特別編第3巻
館林市

- 川畠 純 2011 「衝角付冑の型式学的配列」『日本考古学』第32号 日本考古学協会
車崎正彦 2011 「第2章館林の古墳」『館林の遺跡と古代史 館林市史』 資料編1 原始古代 館林市
折原 覚 2016 『永明寺古墳とその時代—武藏国村君の大古墳—』展示図録 羽生市教育委員会

〈報告書〉

- 群馬町教育委員会 2000 『保渡田八幡塚古墳』
埼玉県教育委員会 1980 『稻荷山古墳』
2007 『武藏塙玉 稲荷山古墳』
埼玉県埋蔵文化財調査事業団 2016 『屋敷裏遺跡』
大正大学文学部歴史学科・羽生市教育委員会 2012 『羽生古墳群』

羽生市教育委員会 1997『横塚遺跡』

2009『大道遺跡』

2014『小松古墳群 1号墳』

2018『中岩瀬遺跡』

資料編

1. 要綱

—1 羽生市永明寺古墳魅力づくり協議会設置要綱

平成 27 年 8 月 6 日

教育委員会告示甲第 1 号

(設置)

第 1 条 永明寺古墳の魅力に満ちた保存及び活用について協議するため、羽生市永明寺古墳魅力づくり協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行い、その結果を羽生市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に報告する。

- (1) 永明寺古墳の魅力に満ちた保存及び活用に関し調査研究を行うこと。
- (2) その他永明寺古墳の魅力に満ちた保存及び活用に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 10 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 文化財保護審議委員等に関する規則(昭和 31 年教育委員会規則第 6 号)第 2 条第 2 項の審議委員会を代表する者
- (3) 永明寺古墳の地権者を代表する者
- (4) 村君地区を代表する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条の規定による報告をした日をもって終了する。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 協議会に委員長及び副委員長をそれぞれ 1 人置く。

2 委員長は委員の互選によってこれを定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、協議会を代表し、協議会の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、生涯学習部生涯学習課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(永明寺古墳保存整備検討委員会設置要綱の廃止)

2 永明寺古墳保存整備検討委員会設置要綱(平成 23 年教育委員会告示第 11 号)は、廃止する。

—2 羽生市永明寺古墳魅力づくり審議会要綱

令和3年3月25日

教育委員会告示甲第3号

第1条 この要綱は、羽生市附属機関設置条例(令和2年条例第1号)第4条の規定に基づき、羽生市永明寺古墳魅力づくり審議会(以下「審議会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、次に掲げる者のうちから羽生市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 史跡永明寺古墳の地権者を代表する者
- (3) 村君地区を代表する者
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 審議会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は委員の互選によってこれを定め、副委員長は委員長の指名することによる。

2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠

けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、生涯学習部生涯学習課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(羽生市永明寺古墳魅力づくり協議会設置要綱の廃止)

2 羽生市永明寺古墳魅力づくり協議会設置要綱(平成27年教育委員会告示第1号)は、廃止する。

(会議の特例)

3 第6条第1項の規定にかかわらず、初回の会議は、教育委員会が招集する。

2. 関係法規

-1 埼玉県文化財保護条例

(昭和 30 年 10 月 1 日)

(条例第 46 号)

最終改正(平成 16 年 12 月 21 日法律第 74 号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第百八十二条第二項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、県の区域内に存するもののうち、県にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて県民の文化的向上に資するとともに、わが国文化の進歩に貢献することを目的とする。

一部改正〔平成一六年条例七四号〕

(定義)

第二条 この条例で、「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で、我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)

四 貝づか、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で我が国にとって学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの

一部改正〔昭和五〇年条例七七号・平成一六年七四号〕

(財産権等の尊重及び他の公益との調整)

第三条 県民は、県が、この条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 県は、この条例の執行に当つては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

(調査)

第四条 埼玉県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)は、必要があると認めるときは、所有者及び権原に基づく占有者の同意を得て、文化財を調査することができる。

一部改正〔昭和五〇年条例七七号〕

第二章 県指定有形文化財

(指定)

第五条 県教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財(法第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち県にとって重要なものを埼玉県指定有形文化財(以下「県指定有形文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、県教育委員会は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 第一項の規定による指定をするには、県教育委員会は、あらかじめ、埼玉県文化財保護審議会(以下「県文化財保護審議会」という。)に諮問しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、その旨を県報で告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

5 第一項の規定による指定は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該有形文化財の所有者に対

しては、同項の規定による通知が当該所有者に到達したときからその効力を生ずる。

6 第一項の規定による指定をしたときは、県教育委員会は、当該県指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

一部改正〔昭和五〇年条例七七号〕

(解除)

第六条 県教育委員会は、県指定有形文化財が、県指定有形文化財として価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

3 県指定有形文化財について、法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定があつたときは、当該県指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。

4 前項の場合には、県教育委員会は、その旨を県報で告示するとともに、当該県指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

5 第二項において準用する前条第四項の規定による県指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに、県指定有形文化財の指定書を県教育委員会に返付しなければならない。

一部改正〔昭和五〇年条例七七号〕

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第七条 県指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく埼玉県教育委員会規則(以下「県教育委員会規則」という。)及び県教育委員会の指示に従い、県指定有形文化財を管理しなければならない。

2 県指定有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該県指定有形文化財の管理の責めに任すべきもの(以下この章において「管理責任者」という。)を選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかにその旨を県教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 管理責任者には、第一項の規定を準用する。

一部改正〔昭和五〇年条例七七号〕

(所有者等の変更)

第八条 県指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者はすみやかにその旨を県教育委員会に届け出なければならない。

2 県指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、すみやかにその旨を県教育委員会に届け出なければならない。

(滅失、き損等)

第九条 県指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、すみやかにその旨を県教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第十条 県指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、あらかじめその旨を県教育委員会に届け出なければならない。ただし、県教育委員会規則の定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもつて足りる。

(管理又は修理の補助)

第十一條 県指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、県指定有形文化財の所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、県は、その経費の一部に充てさせるとともに、当該県指定有形文化財の所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、県教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、その管理又は修理について指揮監督することができる。

一部改正〔昭和五〇年条例七七号〕

(管理又は修理に関する勧告)

第十二条 県指定有形文化財の管理が適当でないため、県指定有形文化財が滅失し、き損し又は盗み取られるおそれがあると認めるとときは、県教育委員会は、所有者又は管理責任者に対し、管理办法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 県指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、県教育委員会は、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を県の負担とすることができます。

4 前項の規定により県が費用の全部又は一部を負担する場合には、第十一條第二項の規定を準用する。

一部改正〔昭和五〇年条例七七号〕

(有償譲渡の場合の納付金)

第十三条 県が修理又は管理に関し必要な措置(以下この条において「修理等」という。)につき第十一條第一項の規定により補助金を交付し、又は前条第三項の規定により費用を負担した県指定有形文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者(以下この条において「所有者等」という。)は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該県指定有形文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額の合計額から当該修理等が行われた後当該県指定有形文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額を県に納付しなければならない。

2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を補助又は費用負担に係る修理等を施した県指定有形文化財につき、県教育委員会が定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行つた時以後当該県指定有形文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数(一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。)を乗じて得た金額に相当する金額とする。

3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該県指定有形文化財を県に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合には、県は、第一項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

一部改正〔昭和五〇年条例七七号〕

(現状変更等の制限)

第十四条 県指定有形文化財に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、県教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、県教育委員会規則で定める。

3 県教育委員会は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に關し必要な指示をすることができる。

4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、県教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付けられたことによつて損失を受けた者に對しては、県は、その通常生ずべき損失を補償する。

一部改正〔昭和五〇年条例七七号〕

(修理の届出等)

第十五条 県指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を県教育委員会に届け出なければならぬ。ただし、第十一條第一項の規定による補助金の交付、第十二條第二項の規定による勧告又は前条第一項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 県指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、県教育委員会は、前項の届出に係る修理に關し技術的な指導と助言を与えることができる。

(公開)

第十六条 県教育委員会は、県指定有形文化財の所有者に対し、六月以内の期間を限つて、県教育委員会の行う公開の用に供するため当該県指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

2 県教育委員会は、県指定有形文化財の所有者に対し、三月以内の期間を限つて、当該県指定有形文化財の公開を勧告することができる。

3 第一項の規定による出品のために要する費用は、県の負担とし、前項の規定による公開のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を県の負担とすることができる。

4 県は、第一項の規定により出品した所有者に対し、給与金を支給することができる。

5 県教育委員会は、第一項の規定により県指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから、当該県指定有形文化財の管理の責に任すべき者を定めなければならない。

6 県教育委員会は、第二項の規定による公開及び当該公開に係る県指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

7 第一項又は第二項の規定により出品し、又は公開したことによりして当該県指定有形文化財が滅失し、又はき損したときは、県は、所有者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者の責めに帰すべき事由によって滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

一部改正〔昭和五〇年条例七七号〕

第十七条 前条第二項の規定による公開の場合を除き、県指定有形文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第十条の規定による届出があつた場合には、前条第六項の規定を準用する。

第十七条の二 県指定有形文化財の所有者以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて県指定有形文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、あらかじめその旨を県教育委員会に届け出なければならない。ただし、県教育委員会規則の定める場合には、県指定有形文化財を公衆の観覧に供した期間が終了した後届け出ることをもつて足りる。

2 前項本文の規定による届出に係る公開には、第十六条第六項の規定を準用する。

追加〔平成一六年条例七四号〕

(報告)

第十八条 県教育委員会は、必要があると認めるときは、県指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該県指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第十九条 県指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該県指定有形文化財に關しこの条例に基いてする県教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該県指定有形文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

県指定無形文化財

(指定)

第二十条 県教育委員会は、県の区域内に存する無形文化財(法第七十一条第一項の規定により重要無形文化財に指定されたもの

を除く。)のうち県にとって重要なものを埼玉県指定無形文化財(以下「県指定無形文化財」という。)に指定することができる。

2 県教育委員会は、前項の規定による指定をするに當つては、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

3 第一項の規定による指定又は前項の規定による認定をするには、県教育委員会は、あらかじめ、県文化財保護審議会に諮問しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、その旨を県報で告示するとともに、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの(保持団体にあつては、その代表者)に通知する。

5 第二項の規定による認定をしたときは、県教育委員会は、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に認定書を交付しなければならない。

6 県教育委員会は、第一項の規定による指定をした後においても、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

7 前項の規定による追加認定には、第三項から第五項までの規定を準用する。

一部改正〔昭和五〇年条例七七号・平成一六年七四号〕

(解除)

第二十一条 県指定無形文化財が県指定無形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、県教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適當でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適當でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、県教育委員会は、保持者又は保持団体の認定を解除することができる。

3 第一項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除には、前条第三項の規定を準用する。

4 第一項の規定による指定の解除又は第二項の規定による認定の解除は、その旨を県報で告示するとともに、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知してする。

5 県指定無形文化財について、法第七十一条第一項の規定による重要無形文化財の指定があつたときは、当該県指定無形文化財の指定は、解除されたものとする。

6 前項の場合には、県教育委員会は、その旨を県報で告示するとともに、当該県指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。

7 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき(消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。)は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、県指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、県教育委員会は、その旨を県報で告示しなければならない。

8 第四項及び第六項の規定による通知を受けた者は、速やかに、認定書を県教育委員会に返付しなければならない。

一部改正〔昭和五〇年条例七七号・平成一六年七四号〕

(保持者の氏名変更等)

第二十二条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他県教育委員会規則の定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかに、その旨を県教育委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者(保持団体が解散した場合にあつては、代表者であつた者)について、同様とする。

一部改正〔昭和五〇年条例七七号〕

(保存)

第二十三条 県教育委員会は、県指定無形文化財保存のため必要があると認めるときは、県指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は、保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第十一条第二項の規定を準用する。

一部改正〔昭和五〇年条例七七号〕

(公開)

第二十四条 県教育委員会は、県指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し県指定無形文化財の公開を、県指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 前項の規定による県指定無形文化財の公開には、第十六条第三項及び第六項の規定を準用する。

3 県は、第一項の規定による県指定無形文化財の記録の公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

4 前項の規定により補助金を交付する場合には、第十一条第二項の規定を準用する。

一部改正〔昭和五〇年条例七七号〕

(保存に関する助言又は勧告)

第二十五条 県教育委員会は、県指定無形文化財の保持者、保持団体その他その保存に当たることを適當と認めるものに対し、県指定無形文化財の保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

一部改正〔昭和五〇年条例七七号〕

第四章 県指定有形民俗文化財・県指定無形民俗文化財

全部改正〔昭和五〇年条例七七号〕

(指定)

二十六条 県教育委員会は、県の区域内に存する有形の民俗文化財(法第七十八条第一項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち県にとつて重要なものを埼玉県指定有形民俗文化財(以下「県指定有形民俗文化財」という。)に、無形の民俗文化財(法第七十八条第一項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち県にとつて重要なものを埼玉県指定無形民俗文化財(以下「県指定無形民俗文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による県指定有形民俗文化財の指定には、第五条第二項から第六項までの規定を準用する。

3 第一項の規定による県指定無形民俗文化財の指定には、第二十条第三項の規定を準用する。

4 第一項の規定による県指定無形民俗文化財の指定は、その旨を県報に告示してする。

全部改正〔昭和五〇年条例七七号〕、一部改正〔平成一六年条例七四号〕

(解除)

第二十七条 県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財が県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財としての価値を

失った場合その他特殊の事由があるときは、県教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による県指定有形民俗文化財の指定の解除には、第六条第二項及び第五項の規定を準用する。

3 第一項の規定による県指定無形民俗文化財の指定の解除には、第二十一条第三項の規定を準用する。

4 第一項の規定による県指定無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を県報に告示してする。

5 県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財について法第七十八条第一項の規定による重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定があつたときは、当該県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。

6 前項の場合の県指定有形民俗文化財の指定の解除には、第六条第四項及び第五項の規定を準用する。

7 第五項の場合の県指定無形民俗文化財の指定の解除については、県教育委員会は、その旨を県報で告示しなければならない。
全部改正〔昭和五〇年条例七七号〕、一部改正〔平成一六年条例七四号〕

(県指定有形民俗文化財の保護)

第二十八条 県指定有形民俗文化財に関してその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を県教育委員会に届け出なければならない。

2 県指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、県教育委員会は、前項の届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

全部改正〔昭和五〇年条例七七号〕

(県指定有形民俗文化財に関する準用規定)

第二十九条 第七条から第十三条まで及び第十六条から第十九条までの規定は、県指定有形民俗文化財について準用する。

全部改正〔昭和五〇年条例七七号〕

(県指定無形民俗文化財の保存)

第三十条 県教育委員会は、県指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、県指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は、その保存に当たることを適當と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第十一条第二項の規定を準用する。

全部改正〔昭和五〇年条例七七号〕

(県指定無形民俗文化財の記録の公開)

第三十条の二 県教育委員会は、県指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 前項の規定による公開には、第二十四条第三項及び第四項の規定を準用する。

全部改正〔昭和五〇年条例七七号〕

(県指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第三十条の三 県教育委員会は、県指定無形民俗文化財の保存に当たることを適當と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

全部改正〔昭和五〇年条例七七号〕

(県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等)

第三十条の四 県教育委員会は、県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要なあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、県は、適當な者に対し、当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定による選択には、第二十条第三項の規定を準用する。

3 第一項の規定により補助金を交付する場合には、第十一条第二項の規定を準用する。

全部改正〔昭和五〇年条例七七号〕

県指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第三十一条 県教育委員会は、県の区域内に存する記念物(法第九条第一項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。第三十七条において同じ。)のうち県にとつて重要なものを埼玉県指定史跡、埼玉県指定名勝又は埼玉県指定天然記念物(以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第五条第二項から第六項までの規定を準用する。

一部改正〔昭和五〇年条例七七号・平成一六年七四号〕

(解除)

第三十二条 県指定史跡名勝天然記念物が県指定史跡名勝天然記念物としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、県教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 県指定史跡名勝天然記念物について法第百九条第一項の規定による史跡、名勝若しくは天然記念物又は第三十七条第一項の規定による埼玉県指定旧跡の指定があつたときは、当該県指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

3 第一項の規定による指定の解除には第六条第二項及び第五項の規定を、前項の場合には第六条第四項及び第五項の規定を準用する。

一部改正〔昭和三六年条例一八号・五〇年七七号・平成一六年七月四号〕

(標識等の設置)

第三十三条 県指定史跡名勝天然記念物の所有者は、県教育委員会規則の定める基準により、県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第三十四条 県指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、所有者(第三十六条で準用する第七条第二項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者)は、すみやかにその旨を県教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更の制限等)

第三十五条 県指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、県教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、県教育委員会規則で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第十四条第三項及び第四項の規定を準用する。

4 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項において準用する第十四条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償する。

5 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項において準用する第十四条第三項の規定による許可の条件に従わないで、県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、県教育委員会は、原状回復を指示することができる。

一部改正〔昭和五〇年条例七七号〕

(準用規定)

第三十六条 第七条から第九条まで、第十一条から第十三条まで、第十五条、第十八条及び第十九条の規定は、県指定史跡名勝天然記念物について準用する。

第五章の二 県選定保存技術

追加〔昭和五〇年条例七七号〕

(選定等)

第三十六条の二 県教育委員会は、県の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもの(法第百四十七条第一項の規定により選定保存技術として選定されたものを除く。)のうち県として保存の措置を講ずる必要があるものを埼玉県選定保存技術(以下「県選定保存技術」という。)として選定することができる。

2 県教育委員会は、前項の規定による選定をするに当たつては、県選定保存技術の保持者又は保存団体(県選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体(財団を含む。)で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

3 一の県選定保存技術についての前項の認定は、保持者と保存団体とを併せてすることができる。

4 第一項の規定による選定及び前二項の規定による認定には、第二十条第三項から第七項までの規定を準用する。

追加〔昭和五〇年条例七七号〕、一部改正〔平成一六年条例七四号〕

(解除)

第三十六条の三 県教育委員会は、県選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなつた場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2 県教育委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保存団体が保存団体として適

当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3 第一項の規定による選定の解除又は前項の規定による認定の解除には、第二十一条第三項、第四項及び第八項の規定を準用する。

4 県選定保存技術について法第百四十七条第一項の規定による選定保存技術の選定があつたときは、当該県選定保存技術の選定は、解除されたものとする。

5 前項の場合には、第二十一条第六項及び第八項の規定を準用する。

6 前条第二項の認定が保持者のみについてなされた場合にあつてはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあつてはそのすべてが解散したとき(消滅したときを含む。以下この項において同じ。)、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあつては保持者のすべてが死亡し、かつ、保存団体のすべてが解散したときは、県選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、県教育委員会は、その旨を県報で告示しなければならない。

追加〔昭和五〇年条例七七号〕、一部改正〔平成一六年条例七四号〕

(保持者の氏名変更等)

第三十六条の四 保持者及び保存団体には、第二十二条の規定を準用する。この場合において、同条後段中「代表者」とあるのは、「代表者又は管理人」と読み替えるものとする。

追加〔昭和五〇年条例七七号〕

(保存)

第三十六条の五 県教育委員会は、県選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、県選定保存技術について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のために適当な措置を執ることができるものとし、県は、保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適當と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第十一条第二項の規定を準用する。

追加〔昭和五〇年条例七七号〕

(保存に関する指導又は助言)

第三十六条の六 県教育委員会は、県選定保存技術の保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適當と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

追加〔昭和五〇年条例七七号〕

第六章 県指定旧跡

追加〔昭和三六年条例一八号〕

(指定)

第三十七条 県教育委員会は、県の区域内に存する記念物のうち、埼玉県指定史跡に準ずるものを埼玉県指定旧跡(以下「県指定旧跡」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第五条第二項から第六項までの規定を準用する。

追加〔昭和三六年条例一八号〕、一部改正〔昭和五〇年条例七七号〕

(解除)

第三十八条 県指定旧跡が、県指定旧跡としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、県教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 県指定旧跡について、法第百九条第一項の規定による史跡又は第三十一条第一項の規定による埼玉県指定史跡の指定があつたときは、当該県指定旧跡の指定は、解除されたものとする。

3 第一項の規定による指定の解除には第六条第二項及び第五項の規定を、前項の場合には第六条第四項及び第五項の規定を準用する。

追加〔昭和三六年条例一八号〕、一部改正〔昭和五〇年条例七七号・平成一六年七四号〕

(現状変更の届出)

第三十九条 県指定旧跡に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、県教育委員会に届け出なければならない。ただし、県教育委員会規則の定める場合はこの限りでない。

追加〔昭和三六年条例一八号〕

(準用規定)

第四十条 第七条から第九条まで、第十八条、第十九条及び第三十四条の規定は、県指定旧跡について準用する。

追加〔昭和三六年条例一八号〕

第六章の二 埋蔵文化財

追加〔平成一六年条例七四号〕

(市町村における保存及び活用の促進)

第四十条の二 県は、法第百五条第一項の規定により県に帰属した文化財(当該文化財の保存のため若しくはその効用からみて県が保有する必要があるもの又は法第百七条第一項の規定により当該文化財の発見者若しくはその発見された土地の所有者に譲与するものを除く。)について、当該文化財の発見された土地を管轄する市町村における保存及び活用の促進を図るため、当該市町村に対する譲与その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

追加〔平成一六年条例七四号〕

第七章 補則

一部改正〔昭和三六年条例一八号〕

(施行規則)

第四十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、県教育委員会規則で定める。

一部改正〔昭和三六年条例一八号・五〇年七七号〕

第八章 罰則

追加〔昭和五〇年条例七七号〕

(罰則)

第四十二条 県指定有形文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

追加〔昭和五〇年条例七七号〕

第四十三条 県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

追加〔昭和五〇年条例七七号〕

第四十四条 第十四条又は第三十五条の規定に違反して、県教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、県指定有形文化財若しくは県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくは保存に影響を及ぼす行為をし、又は県教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者は、三万円以下の罰金又は科料に処する。

追加〔昭和五〇年条例七七号〕

(両罰規定)

第四十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

追加〔昭和五〇年条例七七号〕

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行前従前の規定によつて指定された次の表の上欄に掲げる文化財は、この条例の各相当規定によつてそれぞれ下欄に掲げる文化財に指定されたものとみなす。

上欄	下欄
重要文化財	埼玉県指定有形文化財
史跡	埼玉県指定史跡
名勝	埼玉県指定名勝
天然記念物	埼玉県指定天然記念物

3 この条例施行前従前の規定によつてなされた指示、勧告等は、この条例の各相当規定によつてなされたものとみなす。

附 則(昭和三十六年四月一日条例第十八号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五十年十二月二十五日条例第七十七号)

1 この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 埼玉県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)は、この条例の施行の際現にこの条例による改正前の埼玉県文化財保護条例(以下「旧条例」という。)第二十条第一項の規定により指定されている埼玉県指定無形文化財のうち、旧条例第二十条第二項の規定による保持者の認定に代えてこの条例による改正後の埼玉県文化財保護条例(以下「新条例」という。)第二十条第二項の保持団体の認定をする必要があると認められるものについては、この条例の施行後一年以内に、旧条例第二十条第二項の規定によつてしたすべての保持者の認定を解除するとともに、新条例第二十条第二項の規定により保持団体を認定しなければならない。この場合においては、新条例第二十条第三項及び第四項並びに第二十一条第三項及び第四項の規定を準用する。

3 この条例の施行の際現に旧条例第二十六条第一項の規定により指定されている埼玉県指定民俗資料は、新条例の適用については、新条例第二十六条第一項の規定により指定された埼玉県指定有形民俗文化財とみなす。この場合において、旧条例第二十六条第二項において準用する旧条例第五条第五項の規定により交付された埼玉県指定民俗資料の指定書は、新条例第二十六条第二項に

において準用する新条例第五条第六項の規定により交付された埼玉県指定有形民俗文化財の指定書とみなす。

4 県教育委員会は、この条例の施行の際現に旧条例第二十条第一項の規定により指定されている埼玉県指定無形文化財のうち、新条例第二十六条第一項の規定による埼玉県指定無形民俗文化財に指定する必要があると認められるものについては、この条例の施行後一年以内に、旧条例第二十条第一項の規定によつてした埼

玉県指定無形文化財の指定を解除するとともに、新条例第二十六条第一項の規定により埼玉県指定無形民俗文化財に指定しなければならない。この場合においては、新条例第二十一条第四項及び第八項並びに第二十六条第三項及び第四項の規定を準用する。

附 則(平成十六年十二月二十一日条例第七十四号)

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(2)埼玉県文化財保護条例の施行等

に関する規則

(昭和31年9月29日教育委員会規則第5号)

最終改正

(平成20年6月24日法律第23号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この規則は、埼玉県文化財保護条例(昭和三十年埼玉県条例第四十六号。以下「条例」という。)の施行並びに文化財保護法(昭和二十五年法律第二百二十四号。以下「法」という。)及び文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号)に規定する埋蔵文化財の発掘、譲与等の手続に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(中略)

第五章 県指定史跡名勝天然記念物

(標識)

第十七条 条例第三十三条の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情がある場合は、金属、コンクリート、木材その他の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を記入するものとする。

一 史跡、名勝、天然記念物の別及び名称

二 埼玉県教育委員会の文字(所有者又は管理責任者の氏名を併せて表示することを妨げない。)

三 指定の年月日

四 建設年月日

(説明板)

第十八条 条例第三十三条の規定により設置すべき説明板には、指定に係る地域を示す図面(特に地域を示す必要がない場合を除く。)及び次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 史跡、名勝、天然記念物の別及び名称

二 指定の年月日

三 指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となる事項

(境界標)

第十九条 条例第三十三条の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とし、その規格は十三センチメートル角以上の角柱で、地表からの高さは三十センチメートル以上とする。

2 前項の境界標には、次に掲げる事項を記入するものとする。

一 上面 指定に係る地域の境界を示す方向指示線

二 側面 史跡境界、名勝境界、天然記念物境界のうち該当の文字及び埼玉県教育委員会の文字

(標識等の形状等)

第二十条 前三条に定めるもののほか、標識、説明板及び境界標の形状、員数、設置場所その他の施設の設置に関しては、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう留意するものとする。

2 囲さくその他の施設については、前項の規定を準用する。

(標識等の設置に関する報告)

第二十一条 この章に定める基準により標識、説明板、境界標、围さくその他の施設を設置しようとする者は、設定仕様書(説明

板の設置に係る場合は、記載事項を含む。)及び設置位置を示す図面を添えて、あらかじめその旨並びに当該工事の着手及び終了の予定期限を埼玉県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)に報告するものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第二十二条 条例第三十四条の規定による土地の所在等の異動の届出は、第十九号様式によるものとする。

(現状変更等の許可申請)

第二十三条 条例第三十五条第一項の規定による許可を受けようとする者は、県指定史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請書(第二十号様式)を、変更しようとする日の三十日前までに提出するものとする。

2 第九条第二項の規定は、前項の規定により許可を受けようとする場合にこれを準用する。

3 第十条の規定は、第一項の規定により許可を受けた者に準用する。

(維持の措置の範囲)

第二十四条 条例第三十五条ただし書の規定により現状変更等について許可を受けることを要しない場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

一 県指定史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県指定史跡名勝天然記念物をその指定当時の原状(指定後、許可を受けて現状変更をした場合においては、当該現状変更終了時における原状)に復するとき。

二 県指定史跡名勝天然記念物がき損し又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

(準用規定)

第二十五条 第二条から第六条まで及び第十二条の規定は、県指定史跡名勝天然記念物について準用する。

(中略)

第七章の二 埋蔵文化財

(国の機関等が行う発掘に関する通知書の記載事項等)

第二十八条の二 法第九十四条第一項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番

二 土木工事等をしようとする土地の面積

三 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所

四 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状

五 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要

六 当該土木工事等の主体となる者(当該土木工事等が請負契約等によりなされるとときは、契約の両当事者)の氏名及び住所(法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地)

七 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所

八 当該土木工事等の着手の予定期限

九 当該土木工事等の終了の予定期限

十 その他参考となるべき事項

2 前項の通知の書面には、土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面を添えなければならない。

(国の機関等による遺跡の発見に関する通知書の記載事項等)

第二十八条の三 法第九十七条第一項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一 遺跡の種類

二 遺跡の所在及び地番

三 遺跡の所在する土地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

四 遺跡の所在する土地の占有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

五 遺跡の発見年月日

六 遺跡を発見するに至った事情

七 遺跡の現状

八 遺跡の現状を変更する必要のあるときは、その時期及び理由

九 出土品のあるときは、その種類、形状及び数量

十 遺跡の保護のため執つた、又は執ろうとする措置

十一 その他参考となるべき事項

2 前項の通知の書面には、遺跡が発見された土地及びその付近の地図並びに土木工事等により遺跡の現状を変更する必要があるときは、当該土木工事等の概要を示す書類及び図面を添えなければならない。

(県で保有する出土文化財)

第二十八条の四 法第百五条第一項の規定により所有権が県に帰属した文化財(以下「県帰属出土文化財」という。)のうち、製作技術に優れ、類例に乏しく代表的であり、学術上極めて価値の高いものは、県が保有する。

2 前項の規定により県帰属出土文化財を保有しようとするときは、県教育委員会は、埼玉県文化財保護審議会に諮問しなければならない。

(県帰属出土文化財の譲与)

第二十八条の五 法第百七条第一項の規定により県帰属出土文化財の譲与を受けようとする者(以下「譲与申請者」という。)は、出土文化財譲与申請書(第二十一号の二様式)に、次に掲げる書類を添えて県教育委員会に提出するものとする。

一 法第百五条第一項後段の規定による通知の写し

二 譲与申請者が当該文化財の発見者であるときは、当該文化財の発見された土地の所有者の承諾書

三 譲与申請者が当該文化財の発見された土地の所有者であるときは、当該文化財の発見者の承諾書

四 譲与申請者が当該文化財を保存し、及び活用する施設を有しない場合において、当該施設を有する者に当該文化財を寄託し、譲与し、又は譲渡するときは、当該施設を有する者の承諾書

(市町村への譲与)

第二十八条の六 県教育委員会は、県帰属出土文化財について、当該文化財の発見された土地を管轄する市町村において保存し、及び活用することが適當であると認めるときは、当該市町村に対し、当該文化財を譲与することができる。

(県帰属出土文化財の評価等)

第二十八条の七 県教育委員会は、法第百五条第三項の規定による報償金の額の決定その他県帰属出土文化財の価格の評価を行うときは、出土文化財評価員(以下「評価員」という。)に意見を聴かなければならない。

2 前項に定めるもののほか、評価員に関し必要な事項は、埼玉県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が定める。

第八章 雜則

(台帳)

第二十九条 教育長は、各種別ごとに必要事項を記載した指定、認定、選択又は選定の台帳を常備し、写真、実測図等を添付しておくものとする。

(中略)。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(以下略)



鍔柄側



鍔刀身側



鍔柄側（X線写真）



鍔側面



鍔側面

写真1 象嵌装大刀鍔（X線写真は埼玉県埋蔵文化財調査事業団蔵）

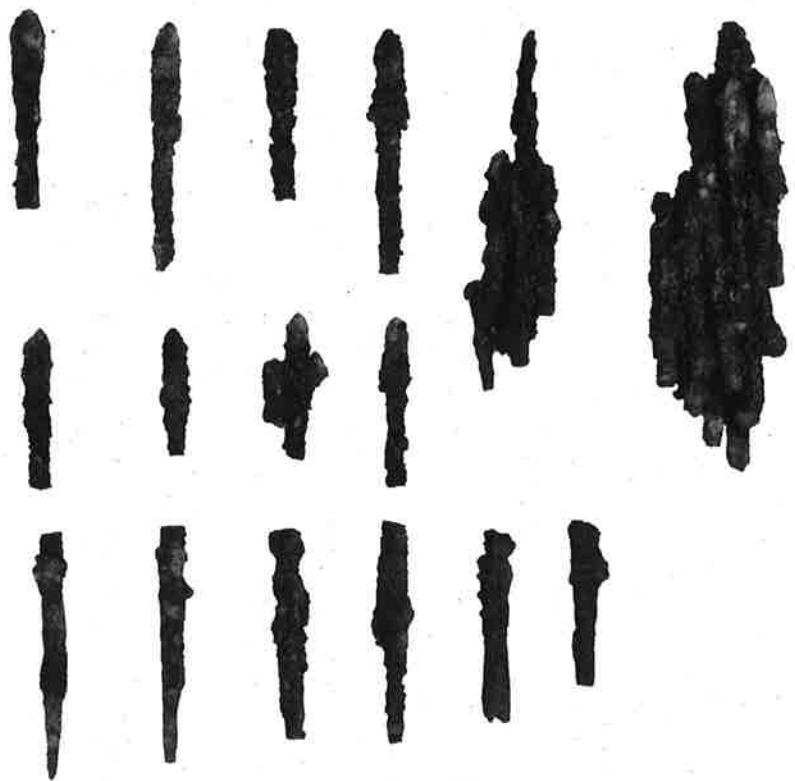


写真2 鉄鏃

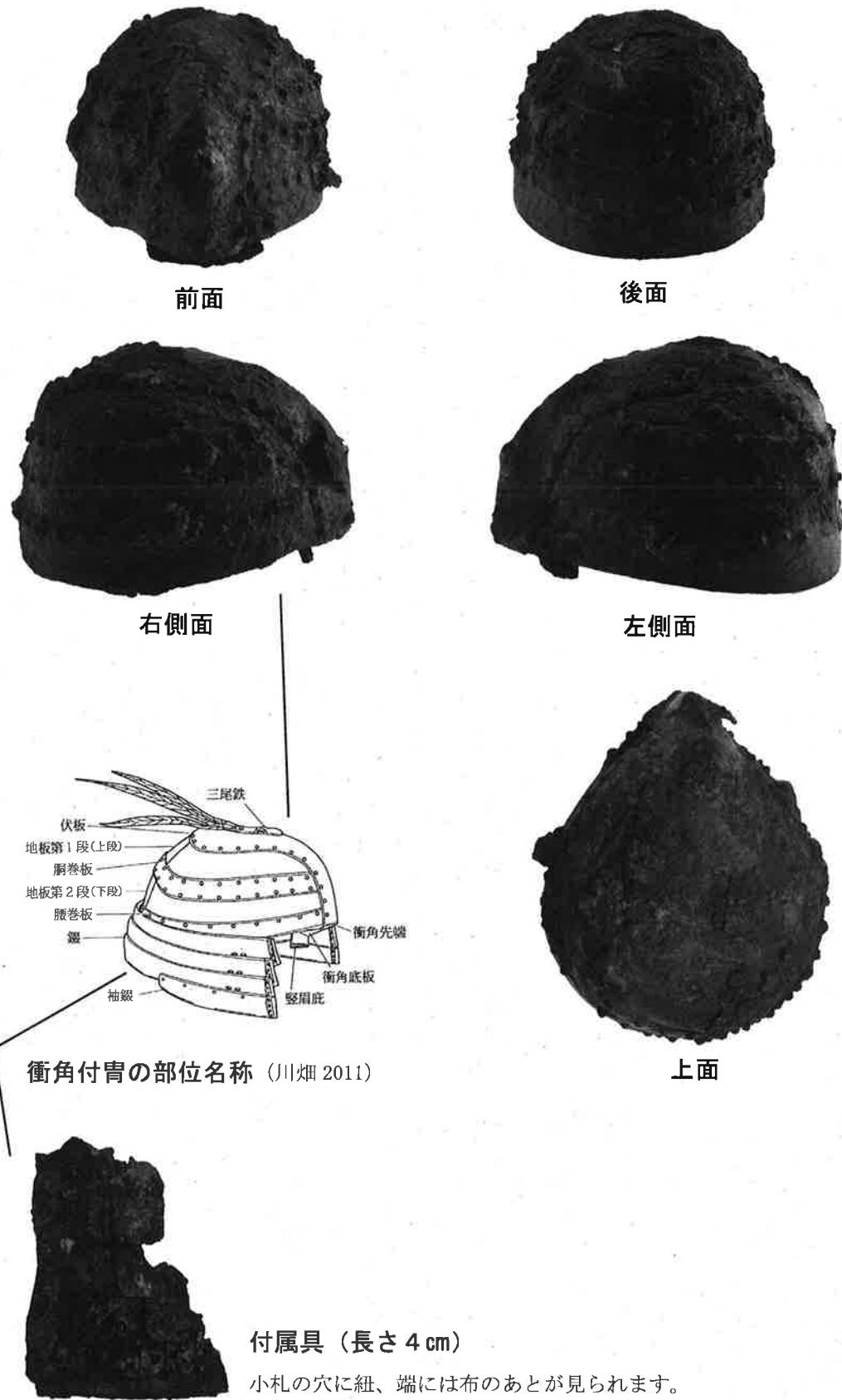


写真3 衝角付冑と付属具

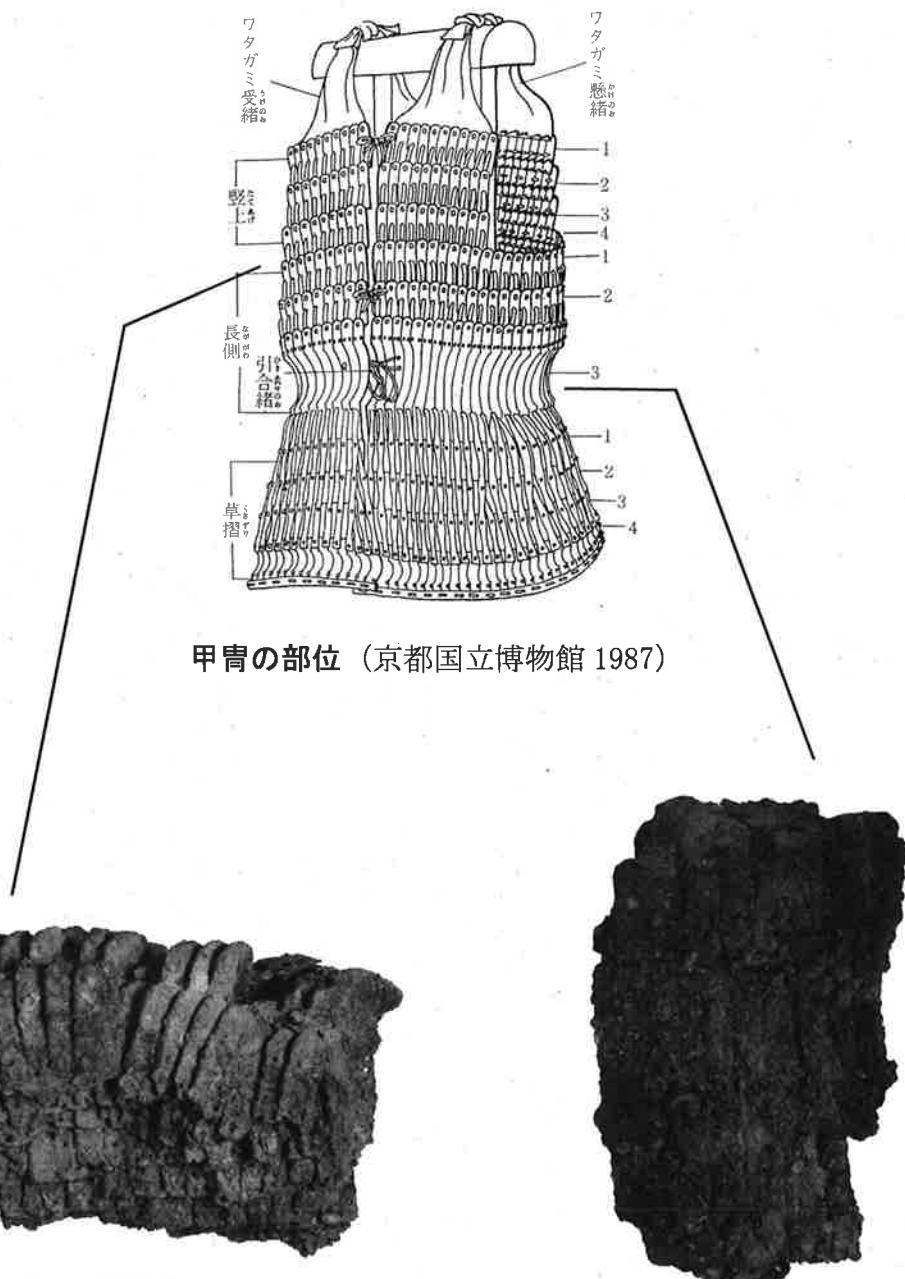
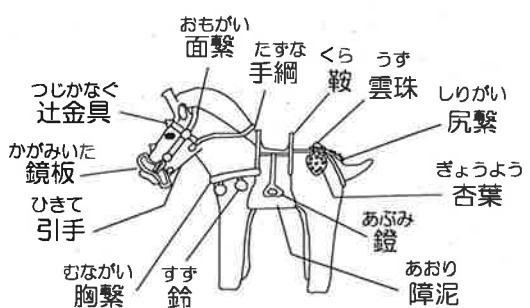
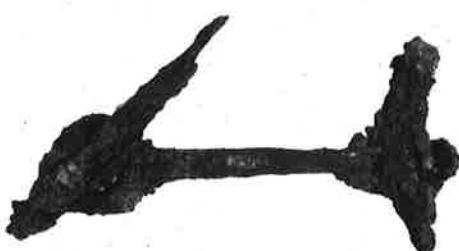


写真4 小札



馬具の部位名称

(群馬県太田市HP「西長岡山古墳出土の埴輪飾り馬」
掲載図をトレース)



轡



中央部



鐙



U字金具

兵庫鎖

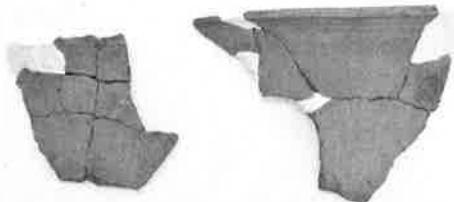


U字金具

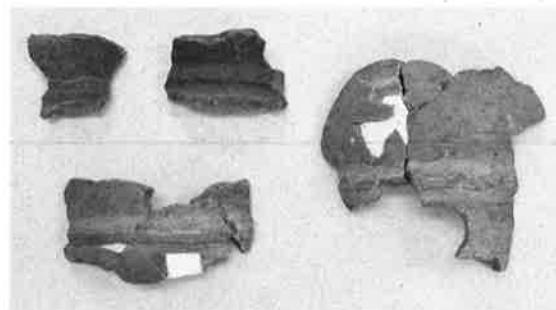
写真5 馬具



朝顔形埴輪



円筒埴輪



朝顔形埴輪

左下の埴輪は胎土分析を行い、稻荷山古墳から出土した埴輪に同様の胎土を有するものがあることが判明している。



武人埴輪

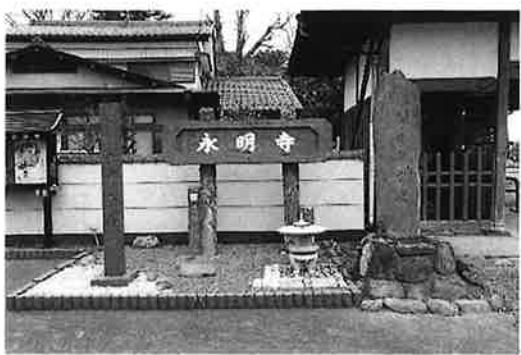
手の甲の一部。



馬形埴輪

胸部分（左）、脚部分（右）

写真6 墓輪



史跡名称標柱（左埼玉県、右羽生市）



永明寺古墳説明板（埼玉県）



永明寺古墳説明板（左羽生市）、
仏像などの文化財説明板（右羽生市）



永明寺山門



永明寺本堂



前方部南側の防空壕跡
写真7 現況写真（1）



仙元碑（墳頂）



階段（墳丘南側中央）



階段（墳丘南側西部）



文殊堂（前方部墳頂）



薬師堂（後円部墳頂）

写真8 現況写真（2）

【令和2年度羽生市教育委員会文化財保護事務局】

教 育 長	秋本 文子
生涯学習部長	寺崎 和代
生涯学習課長	今成 義暢
文化財保護係長	高鳥 邦仁
文化財保護係技師	山崎 吉弘

史跡永明寺古墳保存活用計画

発行日 令和2年5月18日
(令和4年3月23日一部改定)

発 行 羽生市教育委員会
編 集 羽生市教育委員会生涯学習課
埼玉県羽生市東6-15
